

年会費の自動引き落とし制度導入のご案内

日頃より、本学会の運営にご協力いただきありがとうございます。

ご存知のように本学会は、会員の皆様からの会費を主たる財源として運営されております。理事会では、年会費の納入に関して、銀行口座からの自動引き落としを希望する数々のご意見を従前より承り、導入の可否について検討して参りました。

年会費の自動引き落としは納入を確実にするばかりでなく、年度半ばに相当数行っている督促にかかる労力と費用を大幅に軽減するメリットがあります。

自動引き落としを希望されない場合には、引き続き従来通りの方法で払い込みいただけますが、将来的には自動引き落としへの一本化を目指し、現在行っておりますゆうちょ銀行での振込手数料の学会負担を見直したく存じます。

厳しい財務状況が続く中で、理事一同、予算を有効に活用するよう効率的な学会運営に一層努力する所存でおります。会員の皆様にも、どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【年会費自動引き落としの手続き】

ホームページに掲載の振替依頼書を印刷して、**預金者名・指定金融機関名・支店名・口座番号等の必要事項を記入、押印の上、日本物理教育学会事務局までお送りください。**

会費減免に該当する方は、従来通り振込用紙による支払いをお願いします。

翌年度の引き落としのためには、12月までにデータの登録を済ませる必要があります。円滑な事務処理のため、振替依頼書の早期提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、自動引き落としの手続き終了後に退会される場合は、退会される年度の前年12月までに退会届をご提出ください。一度納入された会費は返却いたしません。

引落しは3月上旬に行われます。通帳等には「ブツリキョウイク」と印字されます。

【振替依頼書 記入・提出上の注意】

記入見本を参考に、**太線の枠内に間違いのないようご記入ください。印鑑が当該金融機関に届け出ているものであることをご確認の上、押印**してください。振替依頼書の不備によって会費引き落としができない場合、事務局では対応できません。

ゆうちょ銀行からも、それ以外の金融機関からも引落としができます。振替依頼書の「ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合」・「ゆうちょ銀行ご利用の場合」の**どちらか一つを選んでご指定**下さい。

振替日は本学会が指定します。**何も記入しないでください。**

会費自動引き落としは、収納代行業者を通じて行います。**振替依頼書は、金融機関ではなく日本物理教育学会事務局にご提出**ください。また、振替依頼書をスキャンしたものは使用できません。必ず原本をお送りください。